

2 附属機関等

(1) 尼崎市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議し、及び環境の保全に関する事項に関し市長に意見を述べるため、尼崎市環境審議会条例

(平成6年尼崎市条例第17号)に基づき、尼崎市環境審議会を設置している。

(2) 尼崎市環境影響評価審議会

環境影響評価等に関する技術的又は専門的な事項を調査審議するため、尼崎市環境影響評価等に関する条例(平成17年尼崎市条例第9号)に基づき、尼崎市環境影響評価審議会を設置している。

(3) 尼崎市公害等紛争調整委員会

紛争の迅速かつ円満な解決を図るため、環境をまもる条例第89条の規定に基づき平成13年2月に尼崎市公害等紛争調整委員会を設置している。

(4) その他

名称	構成	設立年月日	事業概要
公害病認定患者救済事業運営協議会	学識経験者、公害病認定患者代表、産業界代表、市職員計9人	S48.4.1	公害病認定患者の救済事業の円滑な運営を図り、認定患者の健康の回復と福祉の増進に資する
公害健康被害認定審査会	医師、法律学者、学識経験者計12人	S49.10.3	公害健康被害補償法における認定及び補償給付等を適正かつ迅速に行うために、市長の諮問に応じて意見を述べる
公害健康被害診療報酬審査委員会	診療担当者、学識経験者、市職員計6人	S49.10.3	公害医療機関の診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査する
廃棄物処理施設設置に係る専門委員	学識経験者 5人	H12.3.15	廃棄物処理施設のうち、焼却施設等の設置許可にあたり、施設の設置計画等が周辺の生活環境の保全について適正に配慮されたものかについて意見を聴く